

第 三 期

「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」

推 進 状 況（平成27年度～令和元年度）

令和2年8月

北 海 道

はじめに

1 趣旨

全国を上回る速さで少子化が進行する本道において、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除き、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが等しく健やかに成長できる環境づくりは大変重要な課題であることから、本道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指し、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資するよう、道では、平成16年10月に「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

条例においては、道の施策の基本となる事項等を定めるとともに、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、実施計画を定めることとしており、平成27年度から令和元年度の5カ年を期間とする、第三期「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画（以下「第三期計画」という。）」を策定し、全庁挙げて少子化対策の推進に努めてきました。

条例第21条では、「知事は毎年、少子化対策の推進状況について公表しなければならない」と定められており、令和元年度は第三期計画の最終年度であることから、計画期間全体の推進状況として取りまとめ、公表するものです。

2 構成

第三期計画では、条例で定められた11の基本的施策を中心に、「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」の4つのライフ・ステージとそれを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、重点施策目標に「未婚化・晩婚化への対応」、「子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）」、「子どもの安全・安心の確保」の3つを掲げています。

この推進状況では、はじめに3つの重点施策目標に沿った主な取組状況を概要版としてまとめ、各ステージ毎の詳細な取組の推進状況を、全体版としてまとめています。

目 次

I 施策の体系と重点施策目標	・・・・・・・・	1
II 計画の推進状況		
○ 結婚のステージ	・・・・・・・・	3
○ 妊娠・出産のステージ	・・・・・・・・	4
○ 子育てのステージ	・・・・・・・・	7
○ 子育て・自立のステージ	・・・・・・・・	21
○ 地域の環境づくりのステージ	・・・・・・・・	29
(参考) 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例	・・・・・・・・	33

I 施策の体系と重点施策目標

施策の体系

5つのステージ	施策の目標	
(1) 結婚	1 出会いへのサポートなどの結婚支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適切な情報提供や相談体制の整備 (2) 広域連携による結婚サポート事業の推進
	2 結婚を応援する機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> (3) 結婚支援に関する正確な情報提供 (4) 次世代教育の実施
(2) 妊娠・出産	3 妊娠・出産を応援する機運の醸成	(5) 妊娠・出産に関する正確な情報提供
	4 妊娠・出産に関する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (6) 母子保健サービスの推進体制の整備 (7) 相談体制等の整備 (8) 産後ケア体制の充実
	5 周産期医療体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> (9) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備 (10) 産婦人科医師の確保等
	6 不妊治療等への支援	<ul style="list-style-type: none"> (11) 相談体制の整備 (12) 経済的負担の軽減
(3) 子育て	7 地域の子育てを応援する機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> (13) 子育てに関する正確な情報提供 (14) 父親の育児への積極的参加の促進 (15) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進
	8 待機児童の解消等	(16) 保育サービスの充実
	9 幼児教育・保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (17) 教育・保育の一体的提供の促進 (18) 多様な保育サービスの提供 (19) 教育・保育を支える人材の確保及び質の向上 (20) 良質なサービスの確保 (21) 子育て支援等に関する情報提供
	10 放課後児童の健全育成	(22) 放課後児童の健全育成
	11 地域における子育て支援体制等の充実	<ul style="list-style-type: none"> (23) 子育て支援拠点等の整備 (24) 相談体制の整備
	12 ひとり親家庭等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (25) 相談機能の充実 (26) 就業支援の充実 (27) 生活・経済的支援の充実 (28) 母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実
	13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> (29) 社会的養護体制の整備 (30) 家庭的養護の推進
	14 障がい等のある子どもへの支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> (31) 特別支援教育の確保等 (32) 障がい児への支援
	15 雇用環境等の整備	<ul style="list-style-type: none"> (33) ワーク・ライフ・バランス等に関する機運の醸成 (34) 企業等における取組の促進 (35) 両立のための取組の促進 (36) 積極的な企業に対する優遇制度の推進
	16 乳児及び幼児等の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> (37) 小児医療の提供体制の整備 (38) 母子保健サービスの推進体制の整備 (39) 食育の推進
	17 子育て世帯の経済的な負担の軽減	(40) 経済的な負担の軽減
	18 総合的な虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> (41) 児童虐待防止等に関する普及啓発 (42) 児童相談所の機能及び市町村支援の充実 (43) 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備 (44) 里親による養護援助体制の整備 (45) 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備 (46) 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 (47) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

5つのステージ	施策の目標	
(4) 子育て・自立	19 未来の親となる若年者への就労支援	(48) 若年者の雇用の安定
	20 子どもの権利及び利益の尊重	(49) 子どもの意見の適切な社会反映
	21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(50) 児童養護施設退所児童等への自立支援
	22 子どもの健全育成等の促進	(51) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発 (52) 児童館活動の促進 (53) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 (54) 公園、遊び場の確保 (55) 食育等の普及 (56) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
	23 教育環境の整備	(57) キャリア教育等の推進 (58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備 (59) 家庭及び社会教育への支援の促進 (60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備 (61) 経済的負担の軽減
(5) 地域の環境づくり	24 若者への雇用環境の整備	(62) 若者の就業支援体制の整備 (63) 若者が地方にとどまり、働ける就労場の創出
	25 社会全体による取組の推進	(64) 少子化対策に関する推進体制の整備 (65) 地域における取組への支援 (66) 子育て支援団体等の活動の促進 (67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進
	26 教育環境の整備	(68) 木育の推進
	27 生活環境の整備	(69) 子育てに配慮した住宅の供給促進 (70) 安全な道路交通環境等の整備 (71) 子育てバリアフリー等の整備 (72) 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進
	28 市町村における取組への支援	(73) 定住や移住促進に向けた取組への支援 (74) 総合振興局・振興局による市町村支援

重点施策目標

1 未婚化・晩婚化への対応

結婚や出産を望む人々が、希望する時期に結婚や出産の望みがかなえられる環境づくり

2 子育て支援の充実（待機児童ゼロの達成）

子育て世帯の負担を軽減し、住み慣れた地域で安心して子育てができる環境づくり

3 子どもの安全・安心の確保

子どもたちの健やかな成長を地域全体で見守り、その安全・安心をしっかりと保障できる環境づくり

Ⅱ 計画の推進状況

結婚のステージ	～ 自立して家庭をもつことができる環境づくり ～
---------	--------------------------

1 出会いへのサポートなどの結婚支援

(1) 適切な情報提供や相談体制の整備

- ① 平成27年9月に「結婚サポートセンター」を設置し、結婚を希望する方や、結婚支援を行う市町村等に対する相談対応や情報提供等を実施。

・相談等件数：H27…延べ863件 H28…延べ675件 H29…延べ1,342件
H30…延べ601件 R1…延べ545件

・セミナー等の開催：H27…14回（参加者131名） H28…15回（参加者214名）
H29…13回（参加者145名） H30…3回（参加者38名）

R1…3回（参加者60名）

■ 婚活セミナーの開催数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
延べ35か所	延べ14か所 (H27:14か所)	延べ29か所 (H28:15か所)	延べ42か所 (H29:13か所)	延べ45か所 (H30:3か所)	延べ48か所 (R1:3か所)	137%

※目標：H27～R1の5年間の延べ実施か所数

- ② 結婚を希望する人に、婚活を行う際に参考となる情報（道内の婚活イベントやセミナー等の情報や、婚活に関するミニ知識等）を提供する結婚応援サイトを運営。

(2) 広域連携による結婚サポート事業の推進

- ① 各振興局ごとに、管内の市町村や関係団体等が広域的に参画する結婚支援協議会の設置や、地域特性に応じた結婚支援事業等の実施を支援。

・設置数：H27～R1…14協議会

- ③ 自治体等の婚活支援担当者や関係事業者等を対象とする結婚応援フォーラムを開催

・開催実績：H27…1回（参加者63名、H27.11.26開催）
H28…1回（参加者56名、H28.10.14開催）
H29…2回（参加者102名、H29.7.26、H29.8.30開催）
H30…2回（参加者73名、H30.7.11、H30.9.3開催）
R1…2回（参加者63名、R1.7.3、R1.9.2開催）

2 結婚を応援する気運の醸成

(3) 結婚支援に関する正確な情報提供

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
② 結婚を希望する人に、婚活を行う際に参考となる情報（道内の婚活イベントやセミナー等の情報や、婚活に関するミニ知識等）を提供する結婚応援サイトを運営

(4) 次世代教育の実施

- ① 将来親になるであろう若者を対象として、「少子化の現状」、「妊娠・出産」、「子育て支援」、「若者の自立」などの理解の促進や、自分の将来を考える機会の提供のため、大学・企業等への出前講座を実施

・実施学校等：H27…20大学 受講者 808名 H28…14大学 受講者 409名
H29…29大学 受講者 1,176名 H30…28大学 受講者 1,437名
R1…15大学 受講者 772名

■ 次世代教育のための出前講座実施数（大学数）

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
延べ120校	延べ20校 (H27:20校)	延べ34校 (H28:14校)	延べ63校 (H29:29校)	延べ91校 (H30:28校)	延べ106校 (R1:15校)	88.3%

※目標：H27～R1の5年間の延べ実施か所数

3 妊娠・出産を応援する気運の醸成

(5) 妊娠・出産に関する正確な情報提供

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 将来親になるであろう若者を対象として、「少子化の現状」、「妊娠・出産」、「子育て支援」、「若者の自立」などの理解の促進や、自分の将来を考える機会の提供のため、大学・企業等への出前講座を実施
 ・実施学校等：H27…20大学 受講者 808名 H28…14大学 受講者 409名
 H29…29大学 受講者 1,176名 H30…28大学 受講者 1,437名
 R1…15大学 受講者 772名
- ③ 社会全体で、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進していくため「母になる人への贈りもの運動」を実施
 ・毎月22日を「妊婦さんの日」に制定し普及啓発
 ・妊婦向け情報誌の作成、協賛企業のクーポン券の配布

4 妊娠・出産に関する支援体制の整備

(6) 母子保健サービスの推進体制の整備

- ① 全道立保健所に設置している「女性の健康サポートセンター」において、女性特有の身体的特徴を踏まえ、女性の健康上の相談に応じるとともに、健康保持や予防に関する普及啓発、不妊治療に関する専門相談などを実施
 ・相談実績：H27…9, 709件 H28…9, 319件 H29…8, 349件
 H30…7, 669件 R1…10, 641件
- ② 女性が自らの健康状態に応じ、的確な自己管理を行うことができるよう健康教育を実施
- ③ 虐待予防ケアマネジメントシステム等で早期に把握した養育困難家庭等に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進
 ・地域別の関係者会議：H27…24回（延べ参加者数 639名）H28…28回（延べ参加者数 598名）
 H29…31回（延べ参加者数 634名）H30…36回（延べ参加者数 799名）
 R1…28回（延べ参加者数 610名）
- ④ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
 ・実施数：H27…4市町村 H28…17市町村 H29…24市町村
 H30…36市町村 R1…53市町村
- ⑤ 相談員の質の向上のための研修会の開催
 ・子どもの安全・安心ネットワーク研修会
 ：H27…1回（出席者 122名） H28…1回（出席者 140名）
 H29…1回（出席者 150名） H30…1回（出席者 244名）
 R1…1回（出席者 260名）
 ・母子保健事業研修会：H27…1回（出席者 130名） H28…1回（出席者 110名）
 H29…1回（出席者 185名） H30…1回（出席者 199名）
 R1…1回（出席者 193名）
- ⑥ 分娩可能な医療機関がない地域の妊産婦に健診や出産に係る交通費・宿泊費を助成する市町村に対し補助を実施
 ・実施数：H28…66市町村 H29…80市町村 H30…85市町村 R1…86市町村

(7) 相談体制等の整備

- ① 全道立保健所に設置している「女性の健康サポートセンター」において、女性特有の身体的特徴を踏まえ、女性の健康上の相談に応ずるとともに、健康保持や予防に関する普及啓発、不妊治療に関する専門相談などを実施
 - ・相談実績：H27…9, 709件 H28…9, 319件 H29…8, 349件
H30…7, 669件 R1…10, 641件
- ② 相談員の質の向上のための研修会の開催
 - ・子どもの安全・安心ネットワーク研修会
 - ：H27…1回（出席者 122名） H28…1回（出席者 140名）
H29…1回（出席者 150名） H30…1回（出席者 244名）
R1…1回（出席者 260名）
 - ・母子保健事業研修会：H27…1回（出席者 130名） H28…1回（出席者 110名）
H29…1回（出席者 185名） H30…1回（出席者 199名）
R1…1回（出席者 193名）
- ③ 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営

(8) 産後ケア体制の充実

- ① 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
 - ・実施数：H27…4市町村 H28…17市町村 H29…24市町村
H30…36市町村 R1…53市町村
- ② 産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を実施する「産後ケア事業」を促進
 - ・実施数：H27…1市 H28…3市町 H29…12市町村
H30…29市町村 R1…62市町村

5 周産期医療体制の整備

(9) 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備

- ① 周産期母子医療センターの施設等整備や運営を支援
 - ・施設整備：H27…1か所 H28…1か所 H29…1か所
H30…1か所 R1…1か所
 - ・運営費補助：H27…20か所 H28…19か所 H29…18か所
H30…24か所 R1…25か所
- ② 周産期救急情報システムの運用及び周産期医療関係者の研修を実施
 - ・開催回数：H27…3か所 H28…3か所 H29…3か所
H30…3か所 R1…1か所
 - ・参加者数：H27…196名 H28…192名 H29…192名
H30…175名 R1…52名
- ③ 「子ども総合医療・療育センター（愛称：コドモックル）」において、保健・医療・福祉の有機的な連携のもとに、出生前から一貫した医療・療育を提供
 - ・胎児の時から一貫した治療や訓練の実施（障がい・疾病の予防・除去・軽減）
 - ・超早期からの医学的リハビリテーションの実施（小児病棟の入院児のリハビリ充実）
 - ・療育とともに小児高度医療を提供（療育病棟入院児の医療の充実）
 - ・相談支援体制の充実や地域への情報提供、療育技術向上の研修の実施

■ 総合周産期母子医療センターの整備

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所	100.0%

■ 助産師外来の開設第二次医療圏数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
21圏	11圏域	11圏域	11圏域	13圏域	14圏域	66.7%

(10) 産婦人科医師の確保等

- ① 周産期母子医療センターなどへの優先的な医師の配置を三医大に要請
- ② 周産期医療体制の整備・推進を図るため、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会周産期医療検討委員会において、地域周産期母子医療センターにおける医療機能の整備・充実について協議
- ③ 医師の処遇改善により産科医療体制を確保するため、医療機関が医師に対し支給する手当への助成を実施
 - ・助成機関数：H27…53か所 H28…50か所 H29…47か所
H30…49か所 R1…45か所

6 不妊治療等への支援

(11) 相談体制の整備

- ① 生涯を通じた女性の健康支援事業において、不妊専門相談センターを設置（旭川医科大学附属病院）し、不妊症や不育症に関する専門相談を実施
 - ・相談件数（不妊症）：H27… 27件 H28… 46件 H29… 35件
H30… 45件 R1… 44件
 - ・相談件数（不育症）：H27… 5件 H28… 8件 H29… 12件
H30… 8件 R1… 1件
- ② 道立保健所における不妊治療等に関する相談の実施
 - ・相談件数：H27…155件 H28…268件 H29…252件
H30…124件 R1…73件
- ③ 妊娠・出産に悩む方や、妊娠・出産に不安を持つ方の相談支援に当たる方等を対象としたピアサポート等相談・講演会を開催
 - ・開催実績：H27… 3回 H28… 2回 H29… 10回
H30… 14回 R1… 2回

(12) 経済的負担の軽減

- ① 不妊治療（体外受精、顕微授精）や不育症の治療を受けている夫婦の治療費の一部を助成
 - ・助成件数（不妊症）：H27…2,032件 H28…1,891件 H29…1,893件
H30…1,751件 R1…1,825件
 - ・助成件数（不育症）：H29…34件 H30…66件 R1…77件

7 地域の子育てを応援する気運の醸成

(13) 子育てに関する正確な情報提供

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 地域全体の子育てを支援する気運の醸成を図るため、地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰
 - ・ほっかいどう未来輝く子育て大賞：H27…3団体 H28…2団体、1個人、1企業
H29…4団体 H30…3団体、1企業 R1…4団体
- ③ 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催
- ④ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設の登録を行う「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の実施
 - ・登録数：H27…275施設 H28…279施設 H29…290施設
H30…322施設 R1…343施設
- ⑤ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
- ⑥ 発達障がい児やその家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、市町村等関係機関の職員だけでは対応が困難な方への専門的な助言を実施

(14) 父親の育児への積極的参加の促進

- ① 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
 - ・仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催
 - ・ハンドブックの作成・配布
 - ・北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰：H27…3企業 H28…4企業 H29…3企業
 （～H27：両立支援推進企業表彰） H30…4企業 R1…3企業
 （H28～H30：北海道なでしこ応援企業表彰）

(15) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

- ① 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
 - ・仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催
 - ・ハンドブックの作成・配布
 - ・北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰：H27…3企業 H28…4企業 H29…3企業
 （～H27：両立支援推進企業表彰） H30…4企業 R1…3企業
 （H28～H30：北海道なでしこ応援企業表彰）
- ② 男女平等参画社会づくりの推進のため、情報誌の発行及び先駆的活動を顕彰
 - ・機関誌「イコール・パートナー」の発行：年3回
 - ・男女平等参画チャレンジ賞による表彰：H27…団体1、個人1 H28～R1…個人2名を表彰
- ③ 道立女性プラザの運営及び財団法人北海道女性協会が実施する事業を支援
 - ・女性プラザ祭の開催：H27…11/9～14 講演会、DVD上映会、パネル展、バザー、セミナー等を実施
H28…11/7～12 講演会、DVD上映会、パネル展、バザー、セミナー等を実施
H29…11/6～11 講演会、DVD上映会、パネル展、バザー、セミナー等を実施
H30…11/2～10 講演会、DVD上映会、パネル展、バザー、セミナー等を実施
R1…11/5～9 講演会、パネル展、バザー、セミナー等を実施

- ・教養講座「えるのす連続講座（女性大学）」の開講 : 第1期、第2期（各10回）
 受講生計 : H27…391人 H28…331人 H29…374人
 H30…371人 R1 …385人
- ・教養講演会 : 道内6市町村で開催、参加者延べ H27…577人 H28…360人
 H29…477人 H30…384人
 R1 …344人
- ・法律相談 : プラザ～ 24回、相談者 H27…81人 H28…81人
 H29…78人 H30…69人
 R1 …71人
 協会～ 道内6地域、相談者 H27…29人 H28…28人
 H29…28人 H30…27人
 R1 …21人
- ・女性プラザにおける情報コーナー（図書等の貸出など）や交流フロアの運営
- ・女性プラザだより「えるのす」の発行（年2回）、ホームページの運営、メールマガジンの発信（年6回）

8 待機児童の解消等

(16) 保育サービスの充実

- ① 待機児童の解消を図るため、市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園等の計画的な整備や、サービス提供体制の確保を実施
 - ・保育所整備 : H27…12か所 H28…7か所 H29…4か所
 H30…11か所 R1 …9か所
 - ・認定こども園（保育所分）整備 : H27…24か所 H28…17か所 H29…21か所
 H30…13か所 R1 …18か所
 - ・認定こども園（幼稚園分）整備 : H27…13か所 H28…27か所 H29…6か所
 H30…13か所 R1 …14か所
 - ・小規模保育事業所整備 : H28…5か所 H29…4か所 H30…5か所
 R1 …3か所
- ② 利用者が求める多様な保育サービスの確保を図るため、市町村子ども・子育て支援事業計画の進捗状況を把握し、北海道子どもの未来づくり審議会において委員から意見を聴取
- ③ 様々な働き方に対応するため、「認定こども園」の設置を促進
 - ・施設数 : 207か所（うち、道所管分159か所）〈H28.4.1〉
 - ・施設数 : 284か所（うち、道所管分222か所）〈H29.4.1〉
 - ・施設数 : 345か所（うち、道所管分246か所）〈H30.4.1〉
 - ・施設数 : 414か所（うち、道所管分249か所）〈H31.4.1〉
 - ・施設数 : 436か所（うち、道所管分269か所）〈R2.4.1〉

■ 待機児童数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
ゼロ	94人	65人	129人	152人	134人	—

(H28.4.1現在) (H29.4.1現在) (H30.4.1現在) (H31.4.1現在) (R2.4.1現在)

9 幼児教育・保育の充実

(17) 教育・保育の一体的提供の促進

- ① すべての子どもの健やかな育ちを保障していくため、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に沿った質の高いサービスの普及を促進
- ② 適切な規模による教育・保育の一体的提供や、地域における子育て支援体制を充実するため、地域の実情に応じ、「認定こども園」の設置を促進
 - ・施設数 : 207か所（うち、道所管分159か所）〈H28.4.1〉
 - ・施設数 : 284か所（うち、道所管分222か所）〈H29.4.1〉
 - ・施設数 : 345か所（うち、道所管分246か所）〈H30.4.1〉
 - ・施設数 : 414か所（うち、道所管分249か所）〈H31.4.1〉
 - ・施設数 : 436か所（うち、道所管分269か所）〈R2.4.1〉

- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく進捗状況を把握し、北海道子どもの未来づくり審議会において委員から意見を聴取
- ④ 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 ・各圏域毎に開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

■ 認定こども園設置数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
298か所	110か所	207か所	284か所	345か所	414か所	138.9%

■ 学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

	幼児期の学校教育を希望する子ども	計画 (R1)			R1実績				
		保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども				
		3歳以上	1・2歳	0歳	3歳以上	1・2歳	0歳		
		(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)	(1号認定)	(2号認定)	(3号認定)		
量の見込み	61,740	41,273	25,547	6,851	—	—	—	—	
確保方策	認定こども園 幼稚園・保育所	74,062	46,155	24,268	7,333	70,461 95.1(%)	46,691 101.1(%)	26,134 107.6(%)	7,372 100.5(%)
	特定地域型 保育事業			1,984	602			2,735 137.8(%)	775 128.7(%)
	認可外保育 施設		4,837	1,813	454		3,634 75.1(%)	2,003 110.4(%)	456 100.4(%)
	計	74,062	50,992	28,065	8,389	70,461 95.1(%)	50,325 98.6(%)	30,872 110.0(%)	8,603 102.5(%)

(18) 多様な保育サービスの提供

- ① 様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり、特定保育、子育て短期支援、利用者支援事業の促進
- ② へき地保育所の運営の支援
 ・へき地保育所：H27…171か所 H28…171か所 H29…140か所
 H30…132か所 R1…123か所
- ③ 地域の子育て支援として幼稚園において保育サービスを提供
 ・私立65市町村（317園）＜H27末＞ 公立41市町村（62園）＜H27末＞
 ・私立61市町村（231園）＜H28末＞ 公立36市町村（58園）＜H28末＞
 ・私立51市町村（185園）＜H29末＞ 公立33市町村（54園）＜H29末＞
 ・私立44市町村（156園）＜H30末＞ 公立31市町村（52園）＜H30末＞
 ・私立40市町村（138園）＜R1末＞ 公立28市町村（48園）＜R1末＞

■ 地域子ども・子育て支援事業

項目	目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
時間外保育 (延長保育)	856か所	733か所	764か所	805か所	837か所	870か所	101.6%
病児・病後児保育	86か所	45か所	47か所	53か所	62か所	67か所	77.9%
一時預かり	540か所	515か所	634か所	680か所	692か所	702か所	130.0%
子育て短期支援	47市町村	37市町村	39市町村	39市町村	39市町村	40市町村	85.1%
利用者支援事業	53市町村	37市町村	41市町村	44市町村	46市町村	61市町村	115.0%

■ 夜間保育

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
10か所	7か所	7か所	6か所	6か所	7か所	70.0%

■ 休日保育

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
55か所	29か所	29か所	31か所	32か所	36か所	65.5%

(19) 教育・保育を支える人材の確保及び質の向上

- ① 保育教諭等の資質の向上を図るため、幼稚園教職員研修を実施
 - ・幼稚園新採用教員研修、幼稚園中堅教諭等資質向上研修、幼稚園教育園長等指導者会議
- ② 保育士等資格を有さない従事者の資格取得の支援を実施
 - ・支援実績：H27…1名 H28…18名 H29…3名 H30…11名 R1…1名
- ③ 保育士等の資質の向上を図るため、障がい児保育や子育て支援に係る専門的な研修を実施
- ④ 子どもの発達支援の充実に向け、障がい児支援体制整備事業（発達支援関係職員実践研修）を実施
- ⑤ 幼児教育の質向上に関する研究協議会等において、幼保連携教育の改善充実に向けた協議の実施
 - ・H27…1回 H28…1回 H29…4回 H30…1回 R1…1回
- ⑥ 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の支援の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施
 - ・研修の実施：H27…8コース、修了者数140名 H28…8コース、修了者数328名
H29…8コース、修了者数335名 H30…8コース、修了者数483名
R1…8コース、修了者数288名
- ⑦ 保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例（子どもが少数となる時間帯などに、保育士資格を有しない一定の者を配置可能とする特例等）を実施
 - ・実績：H28…5市町7施設 H29…9市町18施設
H30…10市町24施設 R1…11市町21施設
- ⑧ 保育士資格の取得を目指す学生の支援や、保育補助者の雇上支援、未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士への就職支援を行う貸付事業を実施。
 - ・実績：H29…168件 H30…135件 R1…89件
- ⑨ 保育士の確保やより良い保育環境づくりを推進することを目的に、道内6地域で潜在保育士、保育士を目指している方、現役の保育士、事業者及び行政担当者等を対象に「保育士を応援する集い」を開催。
 - ・実績：H29…6地域、参加者146名
- ⑩ 道内6地域で保育士、事業者、行政担当者等を対象に「保育を語る集い」を開催。保育士不足の現状や必要な取り組みについて意見聴取。
 - ・実績：H28…6地域、参加者127名
- ⑪ 道内14管内で保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校の教職員及び市町村の幼児教育担当職員を対象に「幼児教育を語る会」を開催。
 - ・実績：H29…14管内、参加者700名 H30…14管内、参加者717名
R1…14管内、参加者514名

- ⑫ 保育士の専門性や保育の質の向上を図るとともに、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的とした研修（キャリアアップ研修）を実施
 ・実績：H30…修了者数 4, 261名 R1…修了者数 6, 312名

(20) 良質なサービスの確保

- ① 質の確保や運営状況の改善のため、各総合振興局（振興局）において事業者への運営指導を実施
 ② 保育士等の資質の向上を図るため、障がい児保育や子育て支援に係る専門的な研修を実施

(21) 子育て支援等に関する情報提供

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
 ② 子育て世帯に対し、身近な場所で地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談・援助を行うことを目的として地域子育て支援拠点を設置し、子育て親子の交流等を促進する事業を実施している市町村に対し補助

10 放課後児童の健全育成

(22) 放課後児童の健全育成

- ① 放課後における児童の健全育成のため、放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営を支援
 ・放課後児童クラブ補助実施市町村（政令市、中核市を含む）
 H27…143市町村 H28…148市町村 H29…150市町村
 H30…152市町村 R1…154市町村
 ・放課後子供教室補助実施市町村（政令市、中核市を除く）
 H27…61市町村 H28…64市町村 H29…68市町村
 H30…69市町村 R1…68市町村
- ② 放課後子ども総合プラン関係者の資質向上や情報交換を図るための研修会の開催
 ・開催回数：H27…11回 H28…11回 H29…11回 H30…11回 R1…10回
- ③ 放課後児童支援員認定資格研修の実施
 ・研修の実施：H27…6圏域、修了者 519名 H28…6圏域、修了者538名
 H29…6圏域、修了者 1, 117名 H30…6圏域、修了者979名
 R1…6圏域、修了者 1, 257名
- ④ 学校・家庭・地域が連携した放課後対策の総合的なあり方を検討するため、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者等による北海道地域学校協働活動推進会議の実施
 ・実施回数：H27…3回 H28…3回 H29…3回 H30…3回 R1…3回
- ⑤ 放課後児童クラブでの障がい児の受け入れの促進のため、必要な改修などの環境改善を支援（政令市・中核市を含む）
 ・補助実施市町村：H27…10市町 H28…18市町村 H29…2市町村
 H30…2市 R1…2市1町

■ 放課後児童クラブ

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
1,016か所	987か所	1,022か所	1,028か所	1,032か所	1,038か所	102.1%

■ 放課後子供教室

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
全市町村	105市町村	106市町村	109市町村	112市町村	113市町村	63.1%

※単費・類似事業を実施する市町村を含む

11 地域における子育て支援体制等の充実

(23) 子育て支援拠点等の整備

- ① 子育て世帯に対し、身近な場所で地域の子育て関連情報の提供や子育て等に関する相談・援助を行うことを目的として地域子育て支援拠点を設置し、子育て親子の交流等を促進する事業を実施している市町村に対し補助
- ② 育児・介護に関する相互援助活動を行うファミリーサポートセンターの活動を促進

■ 地域子育て支援拠点

目標	H 2 7 実績	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	達成率
398か所	383か所	385か所	398か所	405か所	410か所	103.0%

■ ファミリーサポートセンター

目標	H 2 7 実績	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	達成率
76市町村	53市町村	59市町村	61市町村	65市町村	68市町村	89.4%

(24) 相談体制の整備

- ① 家庭教育に関する悩みや不安を持つ親等が増加していることから、臨床心理士により家庭教育に関する相談に適切に対処できる総合的な相談体制を整備し、家庭の教育力の充実を図る
- ② 女性のライフステージに応じた様々な相談への総合的な対応
 - ・道立女性プラザ内に設置する「女性の活躍支援センター」(H27.10～)の設置・運営
 - 相談件数：H 2 7…87件 H 2 8…228件 H 2 9…192件
H 3 0…247件 R 1 …300件

12 ひとり親家庭等への支援の充実

(25) 相談機能の充実

- ① 総合振興局(振興局)に母子・父子自立支援員、また、各母子家庭等就業・自立支援センターに就業相談員及び就業促進員を配置し、ひとり親家庭等からの生活全般、就業、養育費などの相談に応じるほか、各種制度や事業の情報を提供するなどの支援を実施
- ② 母子・父子自立支援員及び母子家庭等就業・自立支援センター職員に対する研修を実施したほか、関係団体が開催した研修会を活用するなどし、相談業務を担当する職員の資質の向上を推進
 - ・母子・父子自立支援員研修の実施
H 2 7…1回(参加者45名) H 2 8…1回(参加者45名) H 2 9…1回(参加者36名)
H 3 0…1回(参加者37名) R 1 …1回(参加者40名)
 - ・母子家庭等就業・自立支援センター職員の研修の実施
H 2 7…1回(参加者7名) H 2 8…1回(参加者7名) H 2 9…1回(参加者7名)
H 3 0…1回(参加者10名)
- ③ ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ、リーフレット等による情報発信を行ったほか、市町村広報誌への掲載を依頼
- ④ 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営

(26) 就業支援の充実

- ① 全道6か所（道央（室蘭市）、道南（函館市）、道北（旭川市）、オホーツク（北見市）、十勝（帯広市）、釧路（釧路市））に母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、母子家庭の母等の自立を促進するため、就業相談、就業支援講習会、職場開拓、就業情報提供等一貫した就業支援や養育費の専門相談など生活支援を実施するとともに、児童扶養手当受給者等に対し、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定
- ② 母子家庭の母等の主体的な能力開発の取組を支援するため自立支援教育訓練給付金の支給のほか、就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、母子家庭等の自立を促進するため母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行った。
 - ・自立支援教育訓練給付金：H27… 2件 H28… 8件 H29… 9件
H30…22件 R1 …26件
 - ・高等職業訓練促進給付金：H27…17件 H28…17件 H29…25件
H30…20件 R1 …25件
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金（技能習得資金）：H27…52件 H28…43件 H29…40件
H30…33件 R1 …43件
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金（修業資金）：H27…51件 H28…37件 H29…47件
H30…32件 R1 …23件
- ③ 高等職業訓練促進給付金を受給しているひとり親家庭の親に対し、入学準備金や就職準備金等の貸付を行うひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業について、実施主体である（福）北海道母子寡婦福祉連合会あて必要原資を補助

■ 母子・父子自立支援プログラムの策定数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
250件	149件 (H27:149件)	294件 (H28:145件)	387件 (H29:93件)	494件 (H30:107件)	605件 (R1:111件)	242.0%

(27) 生活・経済的支援の充実

- ① ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援し、その生活の安定を図るため、家庭生活支援員の派遣及び子どもの生活・学習支援事業を実施する市町村に対し補助
 - ・補助実績：H27…8市町村 H28…13市町村 H29…9市 H30…7市 R1…14市
- ② ひとり親家庭の経済的自立を助成するため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を行ったほか、母子家庭等就業・自立支援センター等で養育費確保等の相談支援を実施
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金：H27…1,527件 H28…1,461件
H29…1,398件 H30…1,309件
R1 …1,223件
- ③ 母子生活支援施設について、ホームページにより周知
- ④ 道立女性相談援助センターにおける要保護女子及び暴力被害女性の相談、保護、自立支援
 - ・婦人相談員による電話相談及び面接相談の実施
 - ・婦人相談所等における一時保護の実施
 - ・入所者に対する自立支援の取組（心理支援、生活指導、健康管理、技能指導、就労支援）
 - ・同伴児童に対する学習支援
- ⑤ 道と市町村、不動産関連事業者、賃貸住宅オーナー、賃貸住宅への入居に係る相談などを行う居住支援法人などの連携により、民間賃貸住宅への入居に関する情報を提供

(28) 母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

- ① 社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会が行う「母子・父子福祉センター」の運営に対し補助
- ② 母子・父子福祉団体等との特定随意契約に係る登録実施要領を定めているほか、母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮について関係機関に依頼

13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(29) 社会的養護体制の整備

- ① 児童養護施設等への指導監査の実施により、運営状況の確認と必要な指導を実施
- ② 児童養護職員等の職員に対して、ケアの責任者である基幹的職員となるための研修の実施や、児童相談所職員を対象とした各種研修時に聴講を可能とするなど研修機会を充実。また、心理療法担当職員等の専門職員の配置を促進するため、措置費により支援を実施
 - ・児童養護施設等基幹的職員研修

： H 2 7… 2 6 人	H 2 8… 2 1 人	H 2 9… 2 8 人
H 3 0… 2 5 人	R 1 … 2 2 人	
 - ・心理療法担当職員の配置

： H 2 7… 1 6 施設	H 2 8… 1 8 施設	H 2 9… 2 3 施設
H 3 0… 2 2 施設	R 1 … 2 2 施設	
- ③ 民間児童養護施設等の職員に対して、人材確保と育成を目的とした処遇改善を措置費により実施。
 - ・家庭支援専門相談員の配置

： H 2 9… 4 施設	H 3 0… 9 施設	R 1 … 1 0 施設
---------------	-------------	--------------
 - ・里親支援専門相談員の配置

： H 2 9… 1 3 施設	H 3 0… 1 2 施設	R 1 … 1 2 施設
-----------------	---------------	--------------
 - ・医療的ケア担当職員の配置

： H 2 9… 7 施設	H 3 0… 8 施設	R 1 … 1 0 施設
---------------	-------------	--------------
- ④ 新たに施設入所する子どもに対して「子どもの権利ノート」を配布し、子どもの権利意識の醸成を図るとともに、相談窓口を周知。また、被措置児童等虐待を防止するため、北海道児童養護施設協議会との意見交換を実施

(30) 家庭的養護の推進

- ① 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を推進
 - ・小規模グループケア等

： H 2 7… 1 7 場所	H 2 8… 1 8 場所	H 2 9… 2 0 場所
H 3 0… 1 9 場所	R 1 … 1 9 場所	
 - ・ファミリーホーム

： H 2 7… 2 1 場所	H 2 8… 2 3 場所	H 2 9… 2 5 場所
H 3 0… 2 5 場所	R 1 … 2 5 場所	
- ② 児童養護施設において自立支援担当職員を配置するよう、国への要望を実施
- ③ 里親制度の普及・啓発や里親の資質向上のため、里親総合支援事業の一部事業を北海道里親会連合会に委託して実施

■ 児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア等及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

項 目	目 標	H 2 7 実績	H 2 8 実績	H 2 9 実績	H 3 0 実績	R 1 実績	達成率
本体施設	66.4%	69.8%	68.6%	66.1%	64.4%	63.9%	—
小規模グループケア及び 地域小規模児童養護施設	7.5%	4.6%	4.9%	5.7%	5.7%	6.7%	88.9%
里親及びファミリーホーム	26.1%	25.6%	26.5%	28.2%	29.9%	29.4%	112.7%

14 障がい等のある子どもへの支援等の充実

(31) 特別支援教育の確保等

- ① 特別な支援を必要とする幼児児童生徒に適切に対応するため、市町村において配置している特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催
 - ・研修会

： H 2 7… 全道 4 会場で開催	H 2 8… 全道 5 会場で開催	H 2 9… 全道 5 会場で開催
H 3 0… 全道 7 会場で開催	R 1 … 全道 6 会場で開催	
- ② 発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実を図るための事業を実施
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名
 - ・発達障がいを含む障がいの有無の判断に係る適切な教育的対応（指導内容・方法）を助言するため、専門家チームの派遣及び巡回相談の実施
 - ・幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じ、発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の教育に関する必要な助言又は援助を行うため、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業を活用した道立特別支援学校教員の派遣を実施

- ・特別支援学校のセンター的機能の充実のため、すべての道立特別支援学校を「特別支援教育推進校」に指定するとともに、他の特別支援学校から各障がい種の専門性について、相談依頼があった際の巡回相談の実施
- ・「特別支援教育充実セミナー」「幼児期の教育に携わる方のための特別支援教育研修会」「特別支援教育進路指導協議会」等の実施

(32) 障がい児への支援

- ① 市町村において、発達の遅れ又は障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が指定する子ども発達支援センターにおいて実施
- ② 発達障がい児やその家族の身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、市町村等関係機関の職員だけでは対応が困難な方への専門的な助言を実施
- ③ 障がいのある子どもを養育する家族に対し、在宅での介護や外出時における移動の介護、その他生活全般にわたる援助を提供し、社会参加を促進
- ④ 障がいのある子どもが障害児通所支援事業所を利用し、必要な訓練を受けることにより、生活能力の向上や、社会との交流を促進
- ⑤ 障がいのある子どもが、介護を行う家族の疾病等の理由により在宅での介護を受けられない場合、一時的に短期入所事業所を利用することにより、障がいのある子どもや家族の福祉を増進
- ⑥ 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）及び医療的ケア児の状況調査を実施（札幌市を除く。）
 - ・在宅重症心身障がい児（者）数：H27…649人（うち医療的ケアの必要な児（者）数：364人）
H28…658人（うち医療的ケアの必要な児（者）数：306人）
H29…673人（うち医療的ケアの必要な児（者）数：283人）
H30…701人（うち医療的ケアの必要な児（者）数：340人）
R1 …648人（うち医療的ケアの必要な児（者）数：333人）
- ⑦ 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）に対し、社会活動への参加を確保するため、医療的ケア支援事業を実施する市町村に補助金を交付
 - ・交付件数：H27…7市町13名 H28…7市町13名 H29…7市町13名
H30…7市町12名 R1 …6市町10人
- ⑧ 通常の歯科治療を受けることが困難と思われる障がい児に対し、歯科疾患の予防、健診、相談及び歯科医療機関受診のための適切な支援を行う。また、地域で障がい児のかかりつけ歯科医の確保を図る。
 - ・市町村子ども発達支援センター等への訪問支援
実施延べ人数：H27…382人 H28…208人 H29…137人
H30…86人 R1 …98人
- ⑨ 関係部局・機関との連携の下、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者からなる特別支援連携協議会を設置し、地域における特別支援教育の推進について協議
 - ・広域特別支援連携協議会：H27…2回 H28…2回 H29…2回
H30…2回 R1 …2回
 - ・各教育局管内特別支援連携協議会：H27…2回 H28…2回 H29…2回
H30…2回 R1 …2回

15 雇用環境等の整備

(33) ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成

- ① 中小企業の労働福祉向上のため、労働問題セミナーの開催、労働ガイドブックを作成及び配布
 - ・労働問題セミナーの開催：H27…15回 H28…15回 H29…14回
H30…17回 R1 …15回
- ② ファミリー・サポート・センター事業への関心と理解を深め、センターの設置促進及び相互援助活動の円滑な推進等を図るため、ファミリー・サポート・センター意見交換会を開催

(34) 企業等における取組の促進

- ① 企業における働き方改革の取組を促進するため、働き方改革支援員（社会保険労務士、中小企業診断士等）の派遣を実施
- ② 人手不足の業界団体と連携して作成したモデルとなる改革プランを普及・啓発のため活用
- ③ 道内で働き方改革を実践している企業の事例を調査し、優良事例集を作成することによって、企業の働き方改革を普及・啓発

(35) 両立のための環境整備

- ① 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」として表彰
 - ・北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰：H27…3企業 H28…4企業 H29…3企業
 - （～H27：両立支援推進企業表彰） H30…4企業 R1…3企業
 - （H28～H30：北海道なでしこ応援企業表彰）
- ② 仕事と家庭の両立ができる職場環境を整備するため、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発として、仕事と家庭を考えるシンポジウムの開催（11月）やハンドブックの作成・配布
- ③ 働き方改革支援員の派遣
 - ・派遣企業数：H27…13社 H28…5社 H29…47社 H30…38社 R1…16社
- ④ 道内で働き方改革を実践している企業の事例を調査し、優良事例集を作成することによって、企業の働き方改革を普及・啓発
- ⑤ 一般事業主行動計画の策定状況
 - <H27末>
 - ・策定企業数：2,295企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,594企業（届出率96.0%））
 - <H28末>
 - ・策定企業数：2,433企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,529企業（届出率89.1%））
 - <H29末>
 - ・策定企業数：2,614企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,566企業（届出率93.5%））
 - <H30末>
 - ・策定企業数：2,938企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,646企業（届出率97.7%））
 - <R1末>
 - ・策定企業数：3,051企業（うち常用雇用労働者101人以上（策定義務）の企業1,709企業（届出率99.9%））

■ 女性（25～34歳）の就業率

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
全国平均値	70.6%	70.3%	71.4%	74.5%	77.0%	98.0%

※総務省「労働力調査」（速報）〈全国値 78.6%〉

■ 育児休業制度取得率

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
男性 10%	男性 4.0%	男性 2.5%	男性 2.2%	男性 3.5%	男性 4.5%	男性 45.0%
女性 90%	女性 81.2%	女性 82.5%	女性 81.5%	女性 91.3%	女性 92.1%	女性102.3%

※北海道「就業環境実態調査」

■ 年次有給休暇取得率

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
67.0%	42.5%	50.3%	48.7%	49.1%	49.0%	73.1%

※北海道「就業環境実態調査」

(36) 積極的な企業に対する優遇制度の推進

- ① 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立につながる働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を「北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰」として表彰
 - ・北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰：H27…3企業 H28…4企業 H29…3企業
 - （～H27：両立支援推進企業表彰） H30…4企業 R1…3企業
 - （H28～H30：北海道なでしこ応援企業表彰）
- ② 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
 - ・登録企業数：H27…283社 H28…411社 H29…421社
 - H30…487社 R1…500社
- ③ 仕事と家庭の両立支援の取組を積極的に推進している企業に対する入札参加資格審査における加点等の実施
 - ・一般事業主行動計画策定企業への加点：H27…648社 H28…649社 H29…719社
 - H30…789社 R1…794社

■ 子育て支援する企業の割合

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
大企業 100%	大企業 94.7%	大企業 95.2%	大企業 99.6%	大企業 97.3%	大企業 100.0%	大企業 100.0%
中小企業 25%	中小企業 2.38%	中小企業 3.12%	中小企業 2.95%	中小企業 3.42%	中小企業 3.53%	中小企業 14.1%

※一般事業主行動計画策定届の届出の状況

16 乳児及び乳幼児の健康の確保

(37) 小児医療の提供体制の整備

- ① 病院の輪番制の実施により、重症の小児救急患者の二次救急医療体制を確保
- ② 夜間における子どもの急な病気やけがの際に、保護者等が電話により専門の医師や看護師から症状に応じた適切な助言を受けることのできる小児救急電話相談体制を整備
 - ・相談件数：H27…10,214件 H28…14,393件 H29…15,897件
H30…16,614件 R1…17,151件
- ③ 長期療養児療育指導のため、療育相談会や訪問指導を実施
 - ・実施回数：H27…137回 H28…44回 H29…97回
H30…48回 R1…138回

(38) 母子保健サービスの推進体制の整備

- ① 先天性代謝異常等検査のため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施
 - ・実施件数：H27…23,301人 H28…21,776人 H29…21,327人
H30…19,879人 R1…18,859人
- ② 母子保健推進のため、低体重児の届出等で把握した家庭を訪問し、未熟児の発育・発達の確認や必要な保健指導を実施
- ③ 聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る専門的知識や検査の重要性等について理解を深めるための研修会を実施
 - ・H29…1回（出席者115名） H30…1回（出席者43名） R1…1回（出席者49名）

■ 1歳6か月児健康診査受診率（保健所設置市を除く）

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
100%	96.5%	97.0%	97.2%	97.6%	96.4%	96.4%

■ 3歳児健康診査受診率（保健所設置市を除く）

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
100%	96.0%	97.0%	96.9%	97.1%	96.6%	96.6%

(39) 食育の推進

- ① 「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画（第3次：H26.3月策定 第4次：H31.3月策定））に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
 - ・どさんこ食育推進協議会、食育推進ネットワーク会議の開催
 - ・食育ホームページ「元気もりもり！どさんこの食育」による情報の提供
 - ・食育コーディネーター制度や北海道らしい食づくり名人制度等の推進
 - ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 朝食をとらずに登校する子をゼロにすることを目指し、学校、家庭、地域が連携して子どもたちの生活リズムの向上を図るための「早寝早起き朝ごはん運動」を展開
- ③ 届け出のあった未熟児に対する訪問指導により乳幼児の食育を推進

17 子育て世帯の経済的な負担の軽減

(40) 経済的な負担の軽減

- ① 就学前の乳幼児については通院及び入院費、小学生については入院にかかる医療費を助成
・受診件数：H27…408万1,000件 H28…410万2,000件
H29…398万7,000件 H30…211万7,000件
R1…389万2,844件
- ② 母子家庭又は父子家庭における児童の医療費及び親の入院費を助成
・受診件数：H27…86万9,000件 H28…94万6,000件
H29…84万7,000件 H30…53万6,000件
R1…81万6,397件
- ③ 小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成
・受給者証交付件数：H27…2,419件 H28…2,109件 H29…2,121件
H30…2,132件 R1…2,146件
- ④ 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3才未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援
・補助実績：H28…19市町村 H29…150市町村 H30…157市町村
R1…161市町村
- ⑤ 幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、子育て世帯への生活支援を実施

18 総合的な虐待防止対策の推進

(41) 児童虐待防止等に関する普及啓発

- ① 児童虐待防止に係る取組への意識を醸成するため、児童虐待防止推進月間である11月に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、児童虐待防止シンポジウムを開催
- ② 児童相談所全国共通ダイヤル「189」をはじめとする、児童虐待の通告先や相談窓口の周知

(42) 児童相談所の機能及び市町村支援の充実

- ① 平成29年4月に策定した「子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドライン」に基づき、市町村と児童相談所が相互に連携し児童虐待対応をはじめとする子ども家庭支援に取り組んでいる。
- ② 平成28年の児童福祉法改正をふまえ、児童福祉司等を増員
・児童福祉司：H29…4名増員 H30…5名増員 R1…9名増員
・心理判定員：H29…4名増員 H30…2名増員 R1…4名増員
- ③ 各種研修事業の実施により、児童福祉関係職員の専門性の向上を図るとともに、専門技術の指導者となる人材を育成し、児童虐待防止に向けた取組を促進
・児童相談所等新任職員研修：H27…19名 H28…14名 H29…20名
H30…27名 R1…33名
・新任児童福祉司研修：H27…15名 H28…10名 H29…23名
H30…23名 R1…35名
・家族支援手法入門研修：H27…32名 H28…12名 H29…21名
・警察と児童相談所による児童虐待合同研修：H27…9名 H28…8名 H29…9名
H30…9名 R1…9名
・児童養護施設等基幹的職員研修：H27…27名 H28…21名 H29…11名
H30…15名 R1…15名
・その他道外研修：H27…47名 H28…22名 H29…12名
H30…12名 R1…15名
- ④ 市町村を支援するため、各児童相談所に「移動相談室」を開設
・実施回数：H27…681回 H28…578回 H29…533回
H30…640回 R1…531回
- ⑤ 医療的対応機能事業と法的対応強化事業の実施
・医学的助言：H27…2回 H28…4回 H29…2回 H30…8回 R1…0回
・法的助言：H27…10回 H28…51回 H29…88回 H30…82回 R1…84回
(8児童相談所に弁護士を配置)

- ⑥ 要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参画、連携
- ⑦ 市町村の相談担当職員育成のための研修事業の実施
 - ・実施回数 : H27…19回 H28…29回 H29…19回 H30…52回 R1…58回
- ⑧ 8児童相談所で道警各地域方面本部との担当者ブロック会議を実施
- ⑨ 地域において、子どもやその家庭に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童対策地域協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底

(43) 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備

- ① 虐待予防ケアマネジメントシステムに関する研修、評価の実施や市町村に対する困難事例に関する技術的支援
- ② 児童虐待の発生予防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化
 - ・養育者支援、医療機関連携システムによる情報提供数
H27…2,711件 H28…2,830件 H29…2,654件
H30…2,739件 R1…集計中
- ③ 「おや?おや?安心サポートシステム」の活用を促進
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の未実施市町村解消に向けた支援
- ⑤ 虐待予防ケアマネジメントシステム等で早期に把握した養育困難家庭等に対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進
 - ・地域別の関係者会議 : H27…24回(延べ参加者数639名) H28…28回(延べ参加者数597名)
H29…31回(延べ参加者数634名) H30…36回(延べ参加者数799名)
R1…28回(延べ参加者数610名)

(44) 里親による養護援助体制の整備

- ① 里親からの相談・援助の求めに応じて養育援助者を派遣し、生活支援や養育相談を実施
 - ・援助希望里親(派遣回数): H27…9組(延べ23回) H28…16組(延べ40回)
H29…14組(延べ63回) H30…3組(延べ5回)
R1…0組
- ② 里親等や里親となることを希望する者等が児童相談所等に集い、相互援助者を提供し、話し合いの場を設け、里親相互で養育技術を向上
 - ・実施回数(参加里親) : H27…59組(延べ862人) H28…57回(延べ671回)
H29…56回(延べ761人) H30…62回(延べ845回)
R1…61回(延べ825人)
- ③ 里親制度の普及・啓発や里親の資質向上のため、里親総合支援事業の一部事業を北海道里親会連合会に委託して実施

(45) 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備

- ① 児童家庭支援センター(道内8か所に設置)で、来所、訪問、電話により、相談を実施
 - ・相談件数(8か所)
H27…5,459件(実人数1,638人) H28…6,039件(実人数3,467人)
H29…6,811件(実人数2,578人) H30…6,032件(実人数1,626人)
R1…5,976件(実人数1,697人)

(46) 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援

- ① 精神科医によるカウンセリング等の実施
 - ・実施回数 : H27…127回 H28…133回 H29…168回
H30…77回 R1…167回

(47) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護等に関する情報を提供
 - ・道ホームページによる相談窓口の周知
 - ・DV防止啓発カードの配布（関係機関のほか、コンビニ店舗など）
 - ・デートDV防止に関するリーフレットの道内高等学校等への配布
 - ・パネル展（女性に対する暴力をなくす運動期間11/12～25 に併せ、本庁ロビーで実施）
- ② 地域における連携を促進するため、配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の関係者により情報交換の会議を開催
 - ・女性相談援助関係機関等連絡会議（44機関）※児童相談所含む
 - ・地域連絡会議（振興局、司法機関、市町村、警察、弁護士、民間シェルターなど 14地域で開催）
 - ・女性相談関係職員研修会（年1回開催）
 - ・配偶者暴力被害者自立支援サポーター養成研修（道内4地域で開催）

19 未来の親となる若年者への就労支援

(48) 若年者の雇用の安定

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・専修学校活用講座：H27…323講座 H28…318講座 H29…305講座
H30…318講座 R1…322講座
- ② 来親になるであろう若者を対象として、「少子化の現状」、「妊娠・出産」、「子育て支援」、「若者の自立」などの理解の促進や、自分の将来を考える機会の提供のため、大学・企業等への出前講座を実施
 - ・実施学校等：H27…20大学 受講者 808名 H28…14大学 受講者 409名
H29…29大学 受講者 1,176名 H30…28大学 受講者 1,437名
R1…15大学 受講者 772名

20 子どもの権利及び利益の尊重

(49) 子どもの意見の適切な社会反映

- ① 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置、年2回開催
 - ・子ども委員：中学生・高校生17名
 - H27…付託テーマ：「私がつくる北海道の未来」
知事への建議：「結婚や出産など将来の希望がかなうよう、男女が出会い、安心して交流できる情報などを提供する。」など4項目
 - H28…付託テーマ：「私たちの希望がかなう北海道の姿」
知事への建議：「子どもが生まれてから成長する間の、子育ての不安や悩みを解消する子育て支援の充実。」など4項目
 - H29…付託テーマ：「若者の保育士体験の機会を通して、子育て支援の充実を考える」
知事への建議：「学校活動で中高生と乳幼児がふれ合う機会を増やすことにより、若い世代が子どもの育ちに関心を持ち、子育ての楽しさや保育士など子育て支援にかかわる仕事に興味を持つことができる環境づくりを進める。」など2項目
 - H30…付託テーマ：「私たちが考える北海道の未来」
知事への建議：「SNS等の積極的な活用や情報発信方法の工夫により、行政の窓口や地域の子育てに関する情報にアクセスしやすくし、安心して子育てができる環境づくりを進める。」など3項目
 - R1…子ども部会のあり方を検討するため令和元年度は未開催とし、インターネット等を通じて子どもの意見を聴取
- ② 北海道子どもの未来づくり審議会「子ども部会」における審議内容や、知事への建議の状況等を道のホームページ等で掲載し、市町村の取組への反映を促進

■ 子ども部会の運営

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
子どもの意見を 施策に適切に反映	1部会 2回開催	1部会 2回開催	1部会 2回開催	1部会 2回開催	1部会 未開催	—

21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実

(50) 児童養護施設等退所児童への自立支援

- ① 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
 - ・就職支度費 : H27…54人 H28…49人 H29…61人
H30…39人 R1…31人
 - ・大学進学等自立生活支度費 : H27…12人 H28…9人 H29…14人
H30…9人 R1…6人
- ② 児童養護施設等を退所する子どもに保証人がいない場合の損害賠償保険料を負担
 - ・身元保証契約 : H27…5件 H28…5件 H29…6件 H30…4件 R1…2件
 - ・連帯保証契約 : H27…6件 H28…7件 H29…5件 H30…8件 R1…7件
- ③ 自立援助ホームにおいて相談支援等を実施
 - ・自立援助ホーム : H27…11か所 H28…12か所 H29…13か所
H30…14か所 R1…17か所
- ④ 児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を実施 H29…12人 H30…10人 R1…13人
- ⑤ 児童養護施設等への入所措置又は委託措置を受けていた者で、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、北海道児童養護施設退所者等自立生活援助事業により、22歳に達する年度末まで引き続き支援を実施。
 - ・社会的養護自立支援事業 : H29…13人 H30…40人 R1…47人
 - ・就学者自立生活援助事業 : H29…3人 H30…2人 R1…1人

22 子どもの健全育成等の促進

(51) 望ましい生活習慣確立のための意識啓発

- ① 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図る取組を企画・実施する「子ども・地域サポート事業」の実施
H29…46市町村 H30…56市町村 R1…52市町村
- ② 「早寝早起き朝ごはん推進校事業」の実施
- ③ 「生活リズムチェックシート」の活用
- ④ 「ノーゲームデー」の推進

(52) 児童館活動の促進

- ① 遊びを通じ健全育成をめざす児童館、児童センターの整備促進（札幌市除く）
 - ・児童館 : H27…126か所 H28…127か所 H29…125か所
H30…144か所 R1…144か所
 - ・児童センター : H27…119か所 H28…120か所 H29…121か所
H30…122か所 R1…123か所
- ② 児童館関係団体との連携を図りながら、情報の交換や児童館等の活動を支援

(53) 文化・スポーツ等に親しむ環境の整備

- ① ブックスタート事業の実施
 - ・子どもの豊かな感性や想像力などの育成に向けて、自主的に読書活動に取り組める環境づくりを推進するため、各地域における読み聞かせやブックスタートの普及を進める。

- ② 北海道グローバル人材育成事業の実施
- ・イングリッシュ・キャンプ（小中学生対象） : H27…6会場178人
H28…6会場186人
H29…6会場196人
 - ・スーパー・イングリッシュ・キャンプ（高校生対象）: H27…1会場 31人
H28…1会場 33人
H29…1会場 28人
 - ・北海道グローバル人材育成キャンプ（高校生対象） : H30…4会場 97人
R1 …4会場106人
- ③ 児童生徒が日常生活で使用する英語を用いた英会話に挑戦する機会の提供
- ・英語deトライ（小学生対象） : H30…23市町村 R1 …49市町村
 - ・Englishトリアル（中学生対象） : H30…46市町村 R1 …60市町村
- ④ 北海道博物館や北海道開拓の村において、北海道の歴史・文化・自然に関する資料展示や、親子で楽しめる体験型イベントを実施
- ⑤ オホーツク流水科学センターにおいて、流水などの科学的知識の普及やオホーツク圏の自然、生活文化への理解促進に向けたイベントや体験学習を実施
- ⑥ （公財）北海道文化財団を通じた芸術文化鑑賞事業へ助成
H27…50件 H28…42件 H29…52件 H30…33件 R1…29件
- ⑦ 「道民の森」の利用促進
・「道民の森」の維持運営
- ⑧ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
- ・「道民森づくりの集い」（H27～H29は「森づくりネットワークの集い」）の開催
: H27…1回 H28…1回 H29…1回
H30…1回 R1 …1回
 - ・季節情報誌の発行等 : 毎年度17か所
 - ・森林とふれあうプログラムの提供 : H27…521回 H28…562回 H29…742回
H30…716回 R1 …563回
- ⑨ 本道ゆかりのスポーツ選手等を講師に迎え、五輪種目や冬季種目を中心とした体験型教室を開催
- ・開催実績 : H27… 3会場265人 H28… 3会場257人 H29…8会場365人
H30…13会場752人 R1 …16会場890人

■ ブックスタート事業の実施状況

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
全市町村	169市町村	173市町村	178市町村	178市町村	178市町村	99.4%

※ブックスタート事業に準じた事業を実施する市町村を含む

■ 国際理解教育の実施状況

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
100%	83.8%	97.5%	100%	100%	100%	100%

※国際理解教育を行っている公立高等学校の割合

(54) 公園、遊び場の整備

- ① 公園の整備、利用促進
- ・道立公園供用合計数 : H27～R1…11か所
 - ・道立公園供用合計面積 : H27～R1…989ha
- ② 「道民の森」の利用促進
・「道民の森」の維持運営
- ③ 親しみやすい川・水質の改善・ゆとりの確保、子供たちの川づくり・魚道の整備など生きている川づくりの実施
- ④ 海水浴等で特に利用度の高い海岸で、地域住民の要望に応えるため、階段、遊歩道、緑地帯等の施設の充実を図り、海岸域が一体となった安全で快適なレクリエーションの場を創出

(55) 食育等の普及

- ① 「どさんこ食育推進プラン」（北海道食育推進計画（第3次：H26.3月策定 第4次：H31.3月策定））に基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
 - ・どさんこ食育推進協議会、食育推進ネットワーク会議の開催
 - ・食育ホームページ「元気もりもり！どさんこの食育」による情報の提供
 - ・食育コーディネーター制度や北海道らしい食づくり名人制度等の推進
 - ・北海道食育推進優良活動表彰の実施
- ② 学校における食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭（教職員と連携し、「食に関する指導」を担う）を小・中学校などへ配置
 - ・配置人数（札幌市除く）：H27…436人 H28…439人 H29…326人
H30…324人 R1 …332人
- ③ 文部科学省の委託事業「スーパー食育スクール事業」を活用し、実践研究を実施
 - ・実施市町村：H27…1町
- ④ 文部科学省の委託事業「社会的課題に対応するための学校教育の活用事業」を活用し、実践研究を実施
 - ・実施市町村：H28…1市、空知管内特別支援学校（5校）
- ⑤ 文部科学省の委託事業「つながる食育推進事業」を活用し、実践研究を実施
 - ・実施市町村：H29…1町、渡島管内小学校（1校）
- ⑥ 将来の魚食文化を支えていく子ども達に北海道の水産物を身近に感じてもらうため、水産教室を開催し、魚食の普及促進を図るほか、水産業・漁村に対する理解促進のため、小中学生等を対象とした出前授業を実施
 - ・こどもおさかな教室の開催：H27…2回 H28…3回 H29…3回
H30…3回 R1 …3回
 - ・出前授業の開催：H27…59件 H28…65件 H29…68件
H30…85回 R1 …86件
- ⑦ 「道民の森」の利用促進
 - ・「道民の森」の維持運営
- ⑧ 森林づくりの情報の提供、森林とのふれあいの機会の確保
 - ・「道民森づくりの集い」（H27～H29は「森づくりネットワークの集い」）の開催
：H27…1回 H28…1回 H29…1回
H30…1回 R1 …1回
 - ・季節情報誌の発行等：毎年度17か所
 - ・森林とふれあうプログラムの提供：H27…521回 H28…562回 H29…742回
H30…716回 R1 …563回
- ⑨ 木育活動の指導者・アドバイザーとしての役割を担える人材（木育マイスター）を育成
 - ・木育マイスターの育成：H27…23名 H28…24名 H29…24名
H30…23名 R1 …23名
- ⑩ 家族連れなどが気軽に森林づくりに参加できる「エコ・チャレンジの森」を道民の森に設定し、来園者や児童・生徒による植樹活動を推進

■ 食育推進計画を作成している市町村数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
全市町村	78市町村	84市町村	100市町村	123市町村	132市町村	73.7%

(56) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- ① 人工妊娠中絶、性感染症、飲酒、喫煙などの思春期保健対策の充実のため、ピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育を実施
 - ・実施道立保健所：H27…3か所 H28…2か所 H29…21か所
H30…20か所 R1 …11か所
- ② 道立保健所による思春期相談の実施
 - ・相談件数：H27…177件 H28…506件 H29…475件
H30…451件 R1 …498件
- ③ 思春期に関する保健関係職員のスキルアップと連携推進のため、ピアカウンセラーの養成など研修や会議を道立保健所で実施
 - ・実施回数：H27…70回 H28…46回 H29…26回 H30…19回 R1…10回

- ④ 「女性の健康サポートセンター」による相談を実施
 - ・相談件数：H27…9, 709件 H28…9, 316件 H29…8, 349件
H30…7, 669件 R1 …10, 641件
- ⑤ 女性が自らの健康状態に応じ、的確な自己管理を行うことができるよう、健康教育を実施
- ⑥ 教員や関係機関等を対象とした、全道研究協議会を札幌の1地区で開催
- ⑦ 学校と連携した小・中・高校における薬物乱用防止教室を計画的に開催し、薬物の有害性に関する正しい知識の習得等薬物乱用防止意識の向上を図るとともに、少年相談110番の開設とその広報を実施し、覚せい剤等薬物乱用防止をはじめ、少年の非行や犯罪被害等防止のための活動を推進
 - ・少年相談110番：H27…203件 H28…109件 H29…123件
H30…107件 R1 …113件

23 教育環境の整備

(57) キャリア教育等の推進

- ① 望ましい勤労観・職業観を育成するため、高校生インターンシップ推進事業を実施
 - ・全日制道立高校生の参加：H27…20, 822人(24.1%)
H28…21, 085人(25.0%)
H29…20, 240人(24.5%)
H30…19, 289人(23.8%)
R1 …19, 335人(24.5%)
- ② 各学校や地域におけるキャリア教育の充実を目指して事例集を作成し、WebやSNSに掲載して、各小・中学校、高等学校での活用を促進
- ③ 各種研修事業におけるキャリア教育の充実に係る教員研修の実施
- ④ 公立小・中学校各教科等担当指導主事研究協議会において、キャリア教育の動向について周知するとともに、充実に向けた指導助言のポイントを説明し全道の指導主事で共有
- ⑤ 小(中)学校教育課程編成の手引に教育活動全体を通じてキャリア教育の充実を図るための方策について掲載し、道内全ての小・中・義務教育学校の教員に配付

■ インターンシップの実施状況

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
60.0%	59.6%	64.2%	65.6%	64.1%	60.7%	101%

※全日制道立高等学校において、在学中に1回以上インターンシップを経験した生徒の割合

(58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備

- ① 「新たな高校教育に関する指針」(「これからの高校づくりに関する指針」(H30.3~))に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進
 - ・導入状況：H27…総合学科16校、全日制普通科単位制26校、普通科フィールド制7校
H28…総合学科16校、全日制普通科単位制27校、普通科フィールド制7校
H29…総合学科16校、全日制普通科単位制・専門学科単位制29校
普通科フィールド制7校
H30…総合学科16校、全日制普通科単位制・専門学科単位制30校
普通科フィールド制7校
R1 …総合学科16校、全日制普通科単位制・専門学科単位制32校、
普通科フィールド制7校
- ② 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成

(59) 家庭及び社会教育への支援の促進

- ① 「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進
- ② 地域住民が学校教育支援ボランティアとして学校の教育活動を支援する体制づくりを推進
 - ・地域学校協働本部実施市町村
 H27…125市町村(265本部) H28…119市町村(275本部)
 H29…120市町村(290本部) H30…122市町村(297本部)
 R1…127市町村(297本部)
- ③ ボランティア活動などの体験学習の機会を充実するため、体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供
 - ・センターホームページで提供した体験活動等情報件数
 H27…2,081件 H28…2,005件 H29…2,010件
 H30…1,887件 R1…1,773件
- ④ 青少年の社会参画を推進するため、地域活動の核となる青少年活動リーダーを養成
 - ・ジュニアリーダーコース：H27…修了者270名(中学生185名、高校生85名、道内14か所実施)
 H28…修了者265名(中学生199名、高校生66名、道内14か所実施)
 H29…修了者271名(中学生200名、高校生71名、道内14か所実施)
 H30…修了者171名(中学生126名、高校生45名、道内6か所実施)
 R1…修了者128名(中学生101名、高校生27名、道内6か所実施)
 - ・シニアリーダーコース：H27…修了者15名(道内1か所実施)
 H28…修了者10名(道内1か所実施)
 H29…修了者14名(道内1か所実施)
- ⑤ 学校や地域社会の連携によって、子どもや地域住民のボランティア活動等への参加を促す活動を支援
- ⑥ 野外活動、自然観察等様々な体験活動を行うことができる、道内6か所(砂川、深川、森、北見、足寄、厚岸)の道立青少年体験活動支援施設を維持管理

■ 「北海道家庭教育サポート企業等制度」登録企業数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
2,500社	2,061社	2,262社	2,359社	2,424社	2,564社	100%

(60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備

- ① 児童生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言を行うため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを、小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置
 - ・スクールカウンセラーの配置
 H27…355校(小学校13 中学校260 中等教育学校1 高校74 特別支援学校7)
 H28…371校(小学校12 中学校274 中等教育学校1 高校75 特別支援学校9)
 H29…605校(小学校171 中学校306 義務教育学校1 中等教育学校1 高校116 特別支援学校10)
 H30…722校(小学校264 中学校315 義務教育学校3 中等教育学校1 高校130 特別支援学校9)
 R1…1,089校(小学校512 中学校383 義務教育学校4 中等教育学校1 高校173 特別支援学校16)
 - ・スクールカウンセラー連絡協議会の開催：H27…1回 H28…1回 H29…1回
 H30…1回 R1…1回
 - ・教育相談員セミナーの開催：H27…6か所 H28…6か所 H29…5か所
 H30…5か所 R1…3か所
- ② 問題を抱えた児童生徒が置かれている環境の問題を解決するため、社会福祉士等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置
 H27…27市町への配置、道教委での5名の任用
 H28…28市町への配置、道教委での5名の任用
 H29…30市町への配置、道教委での6名の任用
 H30…33市町への配置、道教委での11名の任用
 R1…36市町村への配置、道教委で11名の任用
 - ・スクールソーシャルワーカー連絡協議会の開催：H27…2回 H28…2回 H29…2回
 H30…2回 R1…2回
- ③ 不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法などの協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催
 - ・開催回数：H27…1回 H28…1回 H29…1回 H30…1回 R1…1回

- ④ 子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターを設置
- ⑤ 子ども相談支援センターの紹介カードを小・中・高・中等教育学校・特別支援学校の児童生徒に配布
- ⑥ 専門的な見地から支援・助言を行うため、有識者や弁護士などで構成するいじめ問題等解決支援チームの派遣や、インターネット回線を活用した専門家による教育相談等の支援を行う体制を整備
- ⑦ いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催
・北海道いじめ問題対策連絡協議会 : H27…2回 H28…1回 H29…2回
H30…2回 R1 …2回
- ⑧ いじめ・不登校等の問題に関する管内の対応を検討するため、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催
- ⑨ 児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンド（児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する大学生等）を派遣し、児童の自立を支援
- ⑩ 子どもの居場所づくりのあり方について、当事者だった方や支援団体等と意見交換会を開催（H27.28）
- ⑪ 子どもの居場所づくりを行う市町村に対する補助：H29…7市町村 H30…7市町村
- ⑫ 指導主事による学校教育指導等を通じた情報教育に関する指導助言
- ⑬ 「情報モラル教育の推進」に係る教員の研修講座の実施
- ⑭ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
・ネットパトロール講習会：H27…15回 329名 H28…15回 301名
H29…14回 269名 H30…14回 260名
R1 …14回 176名
・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会
H27…49回 2,299名 H28…82回 6,980名 H29…24回 1,982名
H30…28回 1,641名 R1 …23回 1,261名

■ ネットトラブル未然防止の取組状況

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
100%	小：92.1%	小：95.8%	小：99.1%	小：100.0%	小：100.0%	小：100.0%
	中：96.1%	中：95.0%	中：99.0%	中：100.0%	中：100.0%	中：100.0%
	高：99.2%	高：100.0%	高：100.0%	高：100.0%	高：100.0%	高：100.0%

※定期的にネットパトロールを行っている学校の割合

(61) 経済的負担の軽減

- ① 経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減
- ・公立高等学校奨学資金貸付金
H27…1,630人 H28…1,293人 H29…1,065人
H30…851人 R1 …721人
 - ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金
H27…106人 H28…82人 H29…89人
H30…69人
 - ・私立高等学校等奨学事業(貸付金)
H27…2,994人 H28…2,666人 H29…2,277人
H30…1,952人 R1 …1,694人
 - ・私立高等学校等奨学事業(入学資金貸付金)
H27…139人 H28…145人 H29…107人
H30…81人 R1 …71人

24 若者への雇用環境の整備

(62) 若者の就業支援体制の整備

- ① 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
- ・専修学校活用講座 : H27…323講座 H28…318講座 H29…305講座
H30…318講座 R1 …322講座

- ② 高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的にインターンシップを実施
- ・訓練生（全道8か所の高等技術専門学院）の派遣
 - H27…331名（241事業所） H28…292名（214事業所）
 - H29…271名（209事業所） H30…261名（205事業所）
 - R1 …226名（193事業所）
- ③ 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の就職支援体制を整備し、面接機会を提供
- ・新規高卒者就職面接会の開催
 - H27…13回（参考：新規学卒者（高校）就職内定率 <H27年度卒> 北海道97.9%、全国99.1%）
 - H28…12回（参考：新規学卒者（高校）就職内定率 <H28年度卒> 北海道98.2%、全国99.2%）
 - H29…12回（参考：新規学卒者（高校）就職内定率 <H29年度卒> 北海道98.4%、全国99.3%）
 - H30…12回（参考：新規学卒者（高校）就職内定率 <H30年度卒> 北海道98.4%、全国99.4%）
 - R1 …10回（参考：新規学卒者（高校）就職内定率 <R1年度卒> 北海道98.6%、全国99.3%）
- ④ 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発（デュアルシステム訓練）を実施
- ・実施数：H27…11コース H28…13コース H29…9コース
 - H30…5コース R1 …4コース
- ⑤ 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保を図る。

(63) 若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

- ① 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
- ・新規就農者向け研修会の開催
 - H27…3回 H28…4回 H29…3回 H30…4回 R1…5回
- ② 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
- ・総合研修の開催
 - H27…47人 H28…45人 H29…34人 H30…38人 R1…47人

25 社会全体による取組の推進

(64) 少子化対策に関する推進体制の整備

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

(65) 地域における取組への支援

- ① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営
 - ・各圏域毎に開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催
- ② 地域の「せわずき・せわやき隊」の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- ③ 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：H27…101企業等 H28…101企業等 H29…107企業等
H30…103企業等 R1…114企業等
- ④ 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進

(66) 子育て支援団体等の活動の促進

- ① 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を集めた総合ポータルサイトを運営
- ② 地域全体の子育てを支援する気運の醸成を図るため、地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰
 - ・ほっかいどう未来輝く子育て大賞：H27…3団体 H28…2団体、1個人、1企業
H29…4団体 H30…3団体、1企業
R1…4団体

(67) 地域住民等による地域ぐるみの取組の促進

- ① 地域の「せわずき・せわやき隊」の組織化を図り、子育てボランティアの参加意識を醸成
- ② 「北海道すきやき隊（子育て応援団）」の登録促進
 - ・登録企業等数：H27…101企業等 H28…101企業等 H29…107企業等
H30…103企業等 R1…114企業等
- ③ 子育て世帯が買い物や施設利用の際に特典が受けられる「どさんこ・子育て特典制度」の導入促進
- ④ 第三期計画の内容や少子化対策の取組の普及啓発を図るため、14総合振興局（振興局）管内及び札幌市において、「少子化対策パネル展」を開催
 - ・実施箇所数：H27…15か所 H28…15か所 H29…15か所
H30…15か所 R1…15か所
- ⑤ 高齢者が増加する中で、地域での身近なボランティア活動や交通安全活動、世代間交流における地域伝承活動等を行う老人クラブの取組を支援
- ⑥ 主任児童委員、民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、必要な知識技術に関する研修などを充実強化するとともに、活動を促進
- ⑦ 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実強化を図るため、（財）北海道民生委員児童委員連盟の実施する事業及び運営を支援
- ⑧ 主任児童委員及び民生委員・児童委員の資質の向上を図るため、新任研修・専門研修を実施

■ 少子化対策パネル展の開催

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
延べ150か所	延べ104か所 (H27:15か所)	延べ119か所 (H28:15か所)	延べ134か所 (H29:15か所)	延べ149か所 (H30:15か所)	延べ164か所 (R1:15か所)	109.3%

※目標：H22からの延べ開催か所数

26 教育環境の整備

(68) 木育の促進

- ① 地域材を活用した学校関連施設等の木造化・内装木質化
・整備実績 : H27…6件 H28…1件 H29…1件
・地域材使用量 : H27…919.68㎡ H28…251.69㎡ H29…124.19㎡
- ② 初任段階教員への木育研修の実施 : H30…6地域 R1…8地域

27 生活環境の整備

(69) 子育てに配慮した住宅の供給促進

- ① 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目標として計画的に道営住宅を整備
・ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備戸数
H27…117戸 H28…197戸 H29…87戸 H30…131戸 R1…139戸
- ② 子育て支援の充実を図る道営住宅の整備
・子育て支援住宅の整備戸数
H27…12戸 H28…41戸 H29…15戸 H30…12戸 R1…5戸
- ③ 子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録 : H30…32戸 R1…734戸

(70) 安全な道路交通環境等の整備

- ① 通学路を含む生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域を定めて速度を規制する「ゾーン30」を整備
・「ゾーン30」の整備箇所数 : H27…33か所 H28…25か所 H29…16か所
H30…13か所 R1…14か所

■ 地域と連携した通学路の安全確保の取組状況

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
100%	小 : 99.4% 中 : 90.5%	小 : 99.4% 中 : 90.5%	小 : 100.0% 中 : 96.7%	小 : 100.0% 中 : 99.6%	小 : 100.0% 中 : 100.0%	小 : 100.0% 中 : 100.0%

(71) 子育てバリアフリー等の整備

- ① 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- ② 交通バリアフリー化促進のため路線バス事業者に対し、ノンステップバス等の購入費用を助成
- ③ 社会全体で、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進していくため「母になる人への贈りもの運動」を実施
・毎月22日を「妊婦さんの日」に制定し普及啓発
・妊婦向け情報誌の作成、協賛企業のクーポン券の配布
- ④ 乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境づくりを図るため、授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設の登録を行う「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録等促進事業の実施
・登録数 : H27…275施設 H28…279施設 H29…290施設
H30…322施設 R1…343施設

■ 「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録施設のある市町村数

目標	H27実績	H28実績	H29実績	H30実績	R1実績	達成率
全市町村	76市町村	76市町村	77市町村	86市町村	86市町村	48.1%

(72) 犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

- ① 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
 - ・スクールガードリーダーの巡回指導事業：H27…25市町村 H28…25市町村
H29…24市町村 H30…23市町村
R1 …22市町村
 - ・スクールガード育成講習会事業：H28…1市町村 H29…1市町村
H30…1市町村 R1…1市町村
 - ・スクールガード養成講習会事業：H27…1市町村 H28…1市町村
H29…1市町村 H30…1市町村
R1 …1市町村
 - ・子どもたちの見守り活動事業：H27…1市町村 H28…1市町村
H29…1市町村 H30…1市町村
R1 …2市町村
- ② 青少年を取り巻く社会環境の整備の促進や福祉を阻害する行為を防止し、次代を担う青少年が健全に育成される社会の実現を目指して制定された「北海道青少年健全育成条例」に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進
 - ・コンビニ等への立入調査を実施
 - ・条例に基づく北海道青少年健全育成基本計画（どさんこユースプラン）の推進
 - ・有害情報対策（道民フォーラム）：H27…1市町村 H28…1市町村 H29…1市町村
H30…2市町村 R1 …1市町村
 - ・自画撮り被害防止のリーフレットを作成し、全道の小学校6年生全員に配布
- ③ フィルタリングの普及促進等に係る要請訪問
 - ・訪問先：携帯電話事業者…3社（H27, H28）
- ④ 学校や地域の実情に応じた安全教育の普及や子どもを守る体制の整備
 - ・学校安全教室：H28…3管内（後志、日高、根室） H29…3管内（檜山、十勝、胆振）
H30…3管内（空知、渡島、留萌） R1 …3管内（釧路、宗谷、石狩）
 - ・学校安全推進会議：H28…11管内 H29…11管内 H30…14管内 R1…14管内
- ⑤ 学校、保護者、関係機関等が連携した防犯等に関する実践資料の作成・配布
- ⑥ ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 - ・ネットパトロール講習会
H27…15回 329名 H28…15回 301名 H29…14回 269名
H30…14回 260名 R1 …14回 176名
 - ・子どもたちをネットトラブルから守るための保護者講習会
H27…49回2, 229名 H28…82回6, 980名 H29…24回1, 982名
H30…28回1, 641名 R1 …23回1, 261名

28 市町村における取組への支援

(73) 定住や移住促進に向けた取組への支援

- ① 本道への移住相談のワンストップ窓口である「北海道ふるさと移住定住推進センター（愛称：どさんこ交流テラス）」を東京に設置し、常駐の相談員が「しごと」「住まい」「暮らし」についての情報を提供。（H28～）
- ② 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住体験モニター事業を実施。（H27…12市町 H28…7市町 H29…5市町村 H30…5町）
- ③ 地域に潜在するしごと情報の掘り起こしなどを行うローカルワークコーディネーターを各14（総合）振興局に配置。（H27～H30）
- ④ 北海道に関心のある首都圏在住者に対し、北海道の暮らしやしごとなどの情報を提供し、相談対応する定期的な機会として「HOKKAIDOなるほ道サロン」を東京で開催。（H27…22回開催）
定期的な機会として「HOKKAIDOなるほ道サロン」を東京で開催（H27…22回開催）
- ⑤ 市町村や関係機関と連携し、「北海道くらしミーティング」として北海道への移住に向けた情報を発信するセミナー等を実施。（R1…33回）
- ⑥ 首都圏の若年層を対象に、道内移住者や地域おこし協力隊員等をゲストに招聘し、北海道での働き方や暮らしの情報を提供し、本道の魅力を感じてもらえる「北海道とつながるカフェ」を定期的に開催。（H30…9回200名、R1…8回155名）

⑦ 道外からの人材誘致（U・Iターン）を促進するため、首都圏、関西圏及び東北圏の大学の就職相談会への参加や道外大学就職担当者に道内企業を紹介する説明会を開催したほか、U・Iターンネットシステムによる求人・求職情報の提供を行った。

・首都圏、関西圏の大学就職相談会への参加（R1～東北圏の大学就職相談会追加）

H27…19大学、相談者 86人 H28…20大学、相談者 72人

H29…20大学、相談者 68人 H30…33大学、相談者127人

R1 …40大学、相談者140人

・首都圏、関西圏の大学就職相談会への参加

H27…東京、大阪で開催した民間就職説明会に4回参加。面接者数：165名、就職決定者：3名

H28…東京、大阪で開催した民間就職説明会に3回参加。面接者数：122名、就職決定者：5名

H29…東京、大阪で開催した民間就職説明会に3回参加。面接者数：105名、就職決定者：3名

H30…東京、大阪で開催した民間就職説明会に3回参加。面接者数：132名、就職決定者：2名

・道内企業と道外大学就職担当者のU・Iターン就職相談会

R1…実施場所：東京都、参加企業52社、参加大学23大学

・北海道 U・Iターンフェア

H27…実施場所：東京都、参加企業：40社、来場者：148人、就職決定者：9人

H28…実施場所：東京都、参加企業：159社、来場者：170人、就職決定者：3人

H29…実施場所：東京都、参加企業：158社、来場者：281人、就職決定者：8人

H30…実施場所：東京都、参加企業：157社、来場者：374人、就職決定者：9人

R1 …実施場所：東京都、参加企業：97社、来場者：186人、就職決定者：15人

・U・Iターンネットシステム

登録求職者数 : H27…406人 H28…283人 H29…232人

H30…213人 R1 …177人

登録求人企業数 : H27…403社 H28…433社 H29…461社

H30…469社 R1 …432社

相談件数 : H27…619件 H28…745件 H29…427件

H30…127件 R1 …90件

就職決定者 : H27…17人 H28…10人 H29…7人

H30…2人 R1 …2人

(74) 総合振興局・振興局による市町村支援

① 少子化対策圏域協議会を14総合振興局（振興局）で運営

・各圏域毎に開催し、地域の実情に応じた少子化対策の推進について、検討・協議を行うとともに、各圏域との意見交換を行うため、全道連絡会議を開催

北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例

平成16年10月19日公布：北海道条例第90号

目次

前文
第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 基本的施策等（第7条—第21条）
第3章 北海道子どもの未来づくり審議会（第22条—第29条）
附則

北海道の将来を担う子どもが、広い大地と豊かな自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち道民すべての願いである。

急速な少子化の進行は、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなること、生産年齢人口の減少等により経済や地域社会の活力が低下することなど、北海道の将来に広く深刻な影響を与えることが懸念されている。

少子化には、晩婚化や未婚化などが深く関わっており、さらに北海道においては、核家族化が進んでいること、結婚や子どもを持つことに関して従来の考え方にとらわれない意識が高いこと、子育てと仕事を両立できる雇用環境の整備が不十分なことなどの要因が存在する。

また、こうした核家族化の進行や雇用環境などが、家庭や地域における子育てを支援する力の低下と相まって、子育ての不安の増大を招いており、児童虐待の増加など子どもの人権問題にも影響を及ぼしている。

このような状況の中で、結婚、出産、子育てに対する不安や障壁を取り除くことにより、安心して子どもを生み育てることができ、子どもがひとしく健やかに成長できる社会を実現することは、北海道の重要な課題である。

私たちは、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、北海道の特性を十分に生かしながら、社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる社会を目指さなければならない。

このような考え方に立って、子どもの未来に夢や希望が持てる活力あふれる北海道の実現のために、道民の総意としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び事業者の責務並びに道民の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを生み育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備し、もって子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行うすべての取組をいう。

（基本理念）

- 第3条 少子化対策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。
- （1）子どもの権利及び利益を最大限に尊重すること。
 - （2）すべての子ども及び子どもを生み育てようとする者への支援に向けて取り組むこと。
 - （3）家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等が、相互連携の下、社会全体で取り組むこと。
 - （4）保健、医療、福祉、労働、教育その他子どもに関するあらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
 - （5）地域の人口構造、産業構造、自然環境その他の地域特性を踏まえて取り組むこと。
 - （6）結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が十分尊重されるよう配慮すること。

（道の責務）

第4条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）の通り、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 道は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町村、事業者、関係団体等と緊密な連携を図らなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念の通り、その雇用する労働者が家庭と仕事との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努め

るとともに、道が実施する少子化対策に協力する責務を有する。

（道民の役割）

第6条 道民は、基本理念に対する理解を深め、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現に資するよう努めるとともに、道が実施する少子化対策に協力しなければならない。

第2章 基本的施策等

（実施計画）

第7条 知事は、少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

2 計画は、少子化対策の目標、内容等について定めるものとする。

3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を聴かななければならない。

5 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

（社会全体による取組の促進）

第8条 道は、少子化の現状及び要因、少子化が北海道の社会経済に与える影響等を把握し、道民、事業者等に広く周知するとともに、少子化対策の意義、目的等について、道民、事業者等の理解を促進するものとする。

2 道は、家庭、学校、地域社会、事業者、行政機関等がそれぞれの責務又は役割を果たすことができるよう支援するとともに、相互の連携の下、社会全体による少子化対策の推進が図られる体制の整備に努めるものとする。

（子どもの権利及び利益の尊重）

第9条 道は、子どもの権利及び利益の尊重について普及啓発を図るとともに、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境の整備に努めるものとする。

（地域における子育て支援体制等の充実）

第10条 道は、地域において子育てを支援する拠点並びに子育てに関する不安を抱える親及びその子どもが交流し、相談することができる場の確保を促進するものとする。

2 道は、地域における子育てを支援する団体等の活動の促進を図るとともに、高齢者、子育て経験者等の人材及び公民館等の施設の効果的な活用を促進するものとする。

3 道は、母子家庭及び父子家庭の子育てと仕事との両立が図られるよう、地域において就業支援及び生活支援を行う体制の整備を推進するものとする。

4 道は、養育に恵まれない子どもが健やかに成長できるよう、地域において養育支援及び自立支援を行う体制の整備を推進するものとする。

5 道は、発達の遅れ又は障害のある子ども及びその家族が必要な療育、相談等を受けられるよう、地域において発達支援を行う体制の整備を推進するものとする。

（保育サービス等の充実）

第11条 道は、子育てに関する多様な需要に対応した保育サービス等が提供されるよう、保育所における延長保育、休日保育等及び幼稚園における預かり保育（教育課程に係る教育時間の終了後において、希望する者を対象として行われる教育活動をいう。）、放課後における児童の健全育成に関する活動等並びに地域における子育ての相互援助に関する活動を促進するものとする。

2 道は、保育所への入所の需要に対応するため、市町村との連携の下、児童の計画的な受入れを促進するものとする。

3 道は、保護者の要請及び地域の実情に応じた多様な保育及び教育を提供できるよう、保育所と幼稚園との連携等を促進するものとする。

4 道は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、保育士等の資質の向上を促進するものとする。

5 道は、保育所及び幼稚園の情報その他の子育て支援に関する情報を

提供する体制の整備を促進するものとする。

(雇用環境等の整備)

第12条 道は、家庭生活との均衡のとれた働き方及び職場における性別にとらわれない役割分担に関して、事業者及び労働者の意識の啓発を推進するものとする。

2 道は、労働者の家庭と仕事との両立を促進するため、育児休業制度その他の子育てを支援する制度の事業者及び労働者への普及啓発等を推進するものとする。

3 道は、若年者が自立して家庭を築くことができるよう、就業の支援体制の整備を推進するものとする。

(母子保健医療体制等の充実)

第13条 道は、母子の保健医療体制を充実するため、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導その他の母子保健サービスの提供及び周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもを持つことを希望する者の不妊に関する相談体制の整備及び適切な情報提供を推進するものとする。

(児童健全育成等の促進)

第14条 道は、子どもが健やかに成長できるよう、児童館等の活動の促進を図るとともに、都市公園等の整備、河川等自然環境を活用した遊び場の整備その他の子どもが自由に遊び、安全に過ごすことができる環境の整備を促進するものとする。

2 道は、子どもの豊かな心をはぐむため、子どもの読書活動、地域における文化の伝承活動その他子どもが文化、芸術等に親しむことができる環境の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、保健、教育、農林水産その他の関係分野の連携により、健全な食生活等に関する知識の普及等を促進するものとする。

4 道は、性、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及を推進するとともに、子どもの精神保健に関する問題に適切に対応できる体制の整備を促進するものとする。

(児童虐待防止対策の充実)

第15条 道は、児童虐待の未然防止及び早期発見、被虐待児童の保護及び支援、保護者への指導その他の児童虐待の防止対策を総合的に推進するものとする。

2 道は、児童虐待の防止対策を充実するため、地域における保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関及び関係団体の連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(教育環境の整備)

第16条 道は、子どもが結婚、子育て等に希望を持つことができるよう、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育、啓発等を推進するものとする。

2 道は、子どもが豊かな人間性をはぐみ、たくましく生きる力を身に付けることができるよう、地域特性を生かした魅力のある教育、ゆとりのある教育その他の適切な教育環境の整備を推進するものとする。

3 道は、家庭及び地域社会における教育を充実するため、家庭、学校及び地域社会との連携の下、家庭教育への支援、多様な体験活動の機会の提供等を促進するものとする。

4 道は、いじめ、非行、不登校等の問題に対応するため、相談体制の強化及び家庭、学校、地域社会等との連携に係る体制の整備を促進するものとする。

(生活環境の整備)

第17条 道は、子育てに配慮した良質な住宅の供給等を促進するものとする。

2 道は、子どもが安全に通行できる道路交通環境の整備、交通安全活動等を促進するとともに、子ども及び子どもを生み育てる者が安心して利用できる施設等の整備を促進するものとする。

3 道は、子どもが犯罪に巻き込まれない安全な環境の整備を促進するとともに、子どもの健やかな成長を阻害するおそれのある行為、情報等についての対策を促進するものとする。

(経済的負担の軽減)

第18条 道は、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児並びに母子家庭及び父子家庭の医療に係る措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第19条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第20条 道は、少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第21条 知事は、毎年、少子化対策の推進状況について、公表しなければならない。

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

(設置)

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 少子化対策に関係する団体の役職員

(3) 事業者(法人にあっては、その役職員)

(4) 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員

(5) 公募に応じた者

(6) 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成16年12月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄)

〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)